

## 37 公金徴収（私債権等）事務研修

目 的	強制徴収ができない各種使用料・手数料等（公営住宅家賃や水道料金、給食費等）の債権についての法律関係、支払督促の申し立てや、強制執行等の裁判所の関与が必要な公金徴収の具体的な進め方等の基礎知識を習得する。
実 施 月 日	12月6日（月）～7日（火）
対 象 者 ・ 定 員	【市町村職員との合同研修】 ・ 受講を希望する県職員 12名 ・ 受講を希望する市町村職員 30名
実 施 場 所	大分県自治人材育成センター
研 修 講 師	一般社団法人日本経営協会 講師（弁護士） 伊藤 義文 氏
日 程 表	

8:50	9:20	9:30	12:00	13:00	16:30
1 日 目	受 付	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	1 債権総論、公債権と私債権 強制徴収公債権と非強制 徴収公債権の区分	昼 食	2 地方自治法上の債権回収手続 3 債権回収にあたっての裁判所の利用等
2 日 目	受 付		3 債権回収にあたっての裁判所の利用等（続き） （事例演習を含む）	昼 食	4 倒産手続と債権管理 5 時効管理 6 債権放棄・不納欠損  アンケート・閉講
8:45	9:15		12:00	13:00	16:15

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、ご承知おきください。